

第3回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成26年11月27日(木) 14:00~16:45

(ところ) 県庁新館7階大会議室

【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

(会長)

内閣府の差別解消法の指針について政策委員会で議論がなされており、原案が出てきている。国会の都合によりスケジュールが遅れているが、これを受けて都道府県、市町村の指針を作る必要がある。再来年4月の施行に向けて粛々と取り組む必要がある。

厚労省の障害者部会が始まった。障害者総合支援法の3年後の見直し検討事項に関するワーキングが始まる。ワーキングのメンバーが決まり、12月から検討される。障害者総合支援法の残された課題に関する議論が始まる。一旦、県の3年の計画を立てるが、途中で大きな変更があれば、期間中でも変更せざるを得ない状況もあるかもしれないことをご了解いただきたい。

【議題(1)次期障害者プランの素案について】

資料1-1、資料1-2により事務局より説明

(会長)

次期障害者プランの素案について全体像を説明いただいた。これが本日の検討事項のメインで、みなさんにご意見をいただくのは今回が最終となる。みなさんの最終的なご意見を反映して素案を正案に近い形にし、パブリックコメントを行うことになる。それ以降はパブリックコメントを踏まえた変更は最後に出るが、みなさんの意見を踏まえて加筆修正できるのは今回が最後となるので、これだけはこの意見があれば発言をお願いしたい。できるだけ多くの意見をいただきたい。

【意見・質問】

(委員)

前回のプランでは、「暮らし」、「働き」、「活動」、「まちづくり」などで重点プロジェクトがあったが、今回は「発達障害」、「精神障害」など細かい項目立てになっている。前回の項目立てから変更したのはどういう意図があるのか。

(会長)

前回の「新・障害者福祉しがプラン」の、「はじめに、基本構想、実施計画、重点プロジェクト」という構成から、今回の「基本的事項、基本理念と基本目標、現状と今後の課題、主要施策の方向、重点施策」などの構成に変更した意図について説明を。

(事務局)

今回の重点施策については、骨子案では記載していなかったところであり、皆さんにご議論をお願いしたい。現在のプランでは4つのプロジェクトで記載しているが、5番目、6番として精神障害者でひとつの項目、発達障害者でひとつの項目と、4つ以上のものも含めて記載する中でそれぞれの分野の施策をまとめ、新たに充実する事業を星印で記載している。今回は、暮らす、働くなどの分野ごとの記載よりは、今のプランでいう星印のような新たな施策や重点的に取り組む事業をきちんと抜き出し列挙することで明確にすることとした。今のプランのプロジェクトの中で星印以外の事業もあるが、現在の素案でいうとVIの部分とも絡みながら取り組んでいくものと認識している。

(委員)

計画策定の背景、趣旨に関わって、この計画の期間と県の「基本構想」や、障害のある人の働くという点では「産業経済振興ビジョン」のパプコメが実施されており、それらとの整合性について、どのように表現していくのが気になる。

障害者雇用率について、昨日、今年度の調査の最新版が発表されている。プランの最終段階では、最新の数値が反映できるのではないかと。

(事務局)

県が検討している「基本構想」の案や他のビジョンとの関係の整理については、P1の「3. 計画の位置付け」のウにあるとおり、検討中の「基本構想」の案が変わってくれば、毎年のPDCAサイクルもしくは、年度末までの策定作業の中で間に合えば反映させていく。

具体的な数値で直近の数字が出たものがあれば、最終案に盛り込めるものは反映していく。間に合わないものについては毎年のPDCAの見直しの中で検討していく。

(委員)

P32「強度の行動障害を示す障害者への支援の充実」について、全体の構成で「ともに働く」というところと「ともに活動する」ということがある。「ともに働く」は企業に向けた取組がメインに、「ともに活動する」はスポーツ、芸術・文化活動がメインになっている。行動障害の方は生活介護の事業所を利用されている方が多い。養護学校を卒業後、生活介護事業所の受け止めが厳しいということで在宅におられる方もある。「ともに働く」、「ともに活動する」の項目において生活介護の事業所はどこに位置づけられるのが不明確で、

それは行動障害の人への支援に大きく関わる問題である。

P38 地域生活支援拠点等の整備について、注釈はあるが設定しないという目標になっている。県の自立支援協議会で提言をまとめているが、委員会の中で拠点の整備を求める意見があり、設定しないという表現は消極的ではないか。市町によっては、国がモデル事業を示していることもあって、市町の計画に入れてくるところもあると思う。その場合に県が設定しないという消極的な記載になっていると市町のモチベーションが下がることが懸念される。市町もしくは圏域に1カ所整備という国の指針と同様の書きぶりにできないか。

P16 県の自立支援協議会で提言をまとめている中で、就労部会から高等学校卒業時の進路の連携について、できている学校もあるがすべてに行き渡っていないとの意見が出ている。「個別の教育支援計画」の実績が高等学校で低いのは、そのことの表れではないか。高等学校卒業時に「個別の教育支援計画」で今後の進路をどう考えるのかについて、働き・暮らし応援センター、ハローワーク等を含めて協議される場だと思うが、実績が低いということはそういう会議がなされていないということになるのではないか。実績を上げることも含めて、高等学校、福祉、雇用の連携をスムーズにしていくような取組を。

P32 「6.障害のある子どもへの支援の充実」について、放課後等デイサービスの質の向上も重要だが、共生ということ考えたときに、学童や地域の放課後児童クラブなど、障害施策ではなく地域の子どもたちと一緒に過ごせる放課後の有り様も含めた書きぶりにした方が良いのでは。

P19 「■参加機会の拡大」の2つ目、3つ目について記載の整合が必要。2つ目に「総合型スポーツクラブ関係者等と小中学校の特別支援学級や特別支援学校が連携し」とあるが、3つ目の障害者スポーツのすそ野を広げる、どこでもだれでも気軽にスポーツに取り組むというあたりで、地域総合型スポーツクラブとの連携のもと障害のある人も身近なところでスポーツができる環境を作るということにも関わってくる表現ではないか。そのことが生涯学習という意味で共生社会に繋がるのではないか。

(会長)

生活介護事業所をどのように位置づけ、どういう意味合いを持たせるのか。P17 の「ともに働く」では、企業等への一般就労だけでなく福祉的就労も含めて記載がある。P19 では文化、芸術、スポーツ活動等の余暇活動を中心とした記載になっている。生活介護という日中活動の大事なプログラムがどの部分に位置づけられるのかが分かりにくいという意見であった。

P38 地域生活支援拠点の目標値について、注釈で「然るべき段階で目標値を設定する」とされており、「設定しない」ではなく、「然るべき段階で目標値を設定するという」標記でもよいのでは。市町のインセンティブを高めるために表現を工夫できないか。

個別の教育支援計画の部分について、P14 で就業支援と学校の連携を書いてもらっている。福祉と雇用就労と学校関係者の連携のもとでの個別の教育支援計画は、今後、進路の

中で大事になってくる。そういう意味で他の項目に比べて目標値が低いのではないかという意見であった。

障害者を対象とした放課後等デイサービスと、健常の子どもたちと、ともに学び、ともに遊ぶ学童保育などとの連携、関係についても記載してはどうかという意見であった。

「ともに活動する」の中のスポーツについて、すそ野を広げて誰もが参加できるという部分を強調して全体の表現を考えてはどうかという意見であった。

(事務局)

強度行動障害については、P34の3年の計画の中で「強度の行動障害を示す障害者への対応」という部分で、1つ目が入所支援や相談支援について、2つ目が生活介護事業所という明示はないが地域生活への基盤整備について記載しているが、6年の計画の部分でも触れられないか検討したい。

地域生活支援拠点の目標設定については、書き方に至らない点があった。国の指針ではH29年度末までに市町または各圏域に少なくとも1つずつ整備することとされている。県として具体的にどうするかを検討する中で注釈に記載のとおり以上のことは難しいということがありこのような記載になっている。国の基本指針で書いてあることを全否定するつもりはなく、最低限市町または各圏域に1つずつということは目指すべきと考えており、その目標は記載するよう修正したい。市町の計画との整合も考慮し最低限の目標を記載したうえで注釈を残し、今後の状況を見ながら毎年のPDCAサイクルの中で見直していきたい。

地域の学童保育の関係については、県では子どもの分野の計画も議論している。そちらに障害福祉課も事務局に入って検討を進めており、そちらの検討状況を見ながら、整合が取れるようにしていきたい。

基本的な課題認識として、障害のある子どもが、地域や学校でスポーツをする機会が少ないという現状がある。2つ目の項目は学校において児童生徒がスポーツをする機会を広げていくということ。3つ目の項目は地域でのスポーツの機会を広げていくということ。地域でのすそ野を広げるという点で場面は違うが同じ趣旨で記載している。地域総合型スポーツクラブ関係者の関わり方については、地域の中ですそ野を広げていくために「地域のスポーツ関係者」の中に含めて考えている。障害者スポーツのすそ野を広げていく、スポーツに関心を持って、スポーツをやってみようという子どもが増えていくためにどのようなことをしていくのかについて整理して記載するよう検討したい。

個別の教育支援計画の目標値については、教育委員会で定めている教育振興基本計画の中で定められている数値であり、目標値自体を障害の計画だけで見直すことができない。ご意見については、所管課へ伝えただけで、プランの本文の記載について、ご意見のあった趣旨で修正すべき点については検討したい。

(会長)

実績数値が低い中、かなり目標値をアップされ努力されていることはよくわかる。この委員会でこういう意見があったということを伝えていただきたい。

(委員)

読んでいて、息が詰まった。サブタイトルについて、「居場所と出番が実感できる」とわざわざ書いてあるということは、今、居場所と出番がないということなのかと読めてしまう。良いことばかり書いてあるが、生ぬるいシャワーを思い切りかけられた気分になった。毛穴も口も鼻もふさがれてしまって、もう少し熱くとか、熱くなってきたから水にしてほしいとか言えずに、生ぬるいまま我慢しないといけないというような思いになった。

当事者のために書かれているものなのに、当事者が選べるという言葉がどこにもない。当事者のニーズに合ったとか当事者の能力にあったサービスを提供するという部分が記載されていない。第三者が決めて押し付けられるサービスばかりで、絶対に命を守るために欲しいものは責任をもって守るという文言がまったくない。唯一、エンパワーメントについて記されているのは P20 のみ。これも誰をエンパワーメントするのかがわからない。

ピア活動について 2 行でまとめてあるが、障害者を集めて障害者同志で話せる場があればよいというようなことしか書いていない。ピアカウンセラーを養成するなどの記載がない。滋賀県はピアカウンセリングがまったく動いていない。そのことを記載しないと当事者のエンパワーメントは図れない。

(会長)

ここ数年の大きなテーマとして、本人の意思決定、自己決定を尊重し支援するということが強調されている状況。意思決定、自己決定を尊重し支援するという方向をどんな形で表現するのか。兵庫県ではその点をメインにしようとしている。素案の中にも記載はあるが、本人の自己決定、自己選択を支援することを大切にすることをきっちり表現されるべきである。

ピア活動、ピアサポートについて精神の分野では表現があるが、身体、知的を含めて読み取れる部分が必要ではないか。

(委員)

発達障害者支援の取り組みに関する施策の継続性に関して。県では福祉圏域ごとに市町と県の重層的な相談支援体制を整備し、福祉圏域の中に発達障害者の支援のためのキーパーソンを養成してきた。圏域の自立支援協議会から対象者を選び、毎年専門的な研修を受け 30 名を超える認証ケアマネがいる。認証ケアマネが地域でどのように活動し、発達障害者の支援にあたるのか。活動の仕方について、はっきりした形が作られていない。今後、自立支援協議会の中で検討されると思うが、県として事業を進めてきた中で、重点施策で

はサポーターについて記載があるが、認証ケアマネの活動をどのように展開していくのかが触れられていない。折角展開してきた施策がなぜ継続的に実施されていないのか疑問がある。認証ケアマネは全国的にも珍しい取組であり、他府県でも参考にされているところがあると思う。折角養成された方の活動の場所をどういった形で考えるのか。

(会長)

重点施策の最初に発達障害を挙げ、力を入れることが窺えるが、養成した認証ケアマネをどう活かして展開していくのかが触れられていない。

次の議題で、発達障害に関する調査結果について概要の報告があるが、詳細な結果が分かった時点でパブコメまでにプランに反映していくのか。

(事務局)

P12 の発達障害者支援センターを核とした重層的な支援に記載しているが、書きぶりが十分でない部分がある。3つ目の「福祉圏域の役割分担」というところが認証ケアマネの役割が大きい部分。重点施策で記載していないから事業を止めるということではない。誤解のないようにしっかりと書き込んだうえで取り組んでいきたい。従前の施策と新しい重点施策をどう連携して取り組むかということを検討してく。

P33「7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実」で、各圏域でそれぞれの障害種別に関する専門的、広域的な相談機能をどう作っていくかということをしかりと考えていく必要がある。発達障害の認証ケアマネのあり方についても自立支援協議会と連携しながら検討を進めていく必要があると考えている。

調査結果について、クロス集計等から課題が見えてきた場合は、できるだけ反映していきたい。

(委員)

インクルーシブ教育の研究を進めるということと特別支援教育を進めるということの相反することが記載してある印象がある。インクルーシブ教育の取組がうまくできているところを参考に研究するなどの文言があるとよい。結局絵に描いた餅で特別支援教育しか研究されないのではないかという印象がある。

(会長)

インクルーシブ教育については、P7 で課題として明確にいただいている。一方で、具体の施策について見えにくいところがある。インクルーシブな教育の展開に向けて研究、検討していく、モデル実践に取り組むといったことを考えればどうかという提案。これについては教育委員会で検討いただきたい。

(委員)

P3 役割分担のうち、「●障害のある人」の「・・・期待されています。」という表現は違和感がある。「・・・求められます」という方が良いのではないかと。

P26「パーキングパーミット制度を実施し」とあるが、すでに実施されているはず。警察の許可とパーキング制度の許可の整合がないため、あまり進んでいないと聞いている。ここは推進するという方が良いのではないかと。

P38 をはじめ「自立支援協議会を・・・」、「〇〇センターを・・・」という表現がたくさんあるが、他人に期待しすぎるのではないかと。自立支援協議会への財政的支援や人的支援があるならともかく、今の状態でやってくださいというのは無理があるのではないかと。あれもこれも自立支援協議会が受けて大丈夫なのか。県として、主導性を持って「ここまでやりますが、これ以上はこういう協議会にお願いし、そのための機能を強化する」というのであれば理解できるが、最終的にはおんぶに抱っこになってしまうのではないかとという不安がある。

P39「就労系障害福祉サービス」とはどういう意味か。

(会長)

障害のある人は「期待されている」というよりは「求められている」という表現の方が良いのではないかとという意見。

パーキングパーミットについては、実施されているのではないかとという表記に関する意見。

圏域によって自立支援協議会に格差があるので、重荷を背負わせるときに県や市町がどれぐらいサポートしてくのかという点が表記されているのかという意見。

「就労系」というのはどういう意味かという意見。

(事務局)

P3の表現についてのご指摘は、ごもっともな部分もあり、修正を検討したい。

パーキングパーミットの件については、担当課に意見を伝え修正について検討したい。

自立支援協議会については、障害者総合支援法にも位置づけられており、国の制度につながる原点が滋賀県にあった中で、自立支援協議会と県が両輪となって取り組んできたという経緯があり、大きな役割をお願いしている事実がある。そのあたりも踏まえ自立支援協議会のご意見も聞いたうえで、修正すべき点は検討したい。

就労系障害福祉サービスは、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所など就労に向けた支援や福祉的就労のサービスを指しているが、一般的ではない表現かもしれないので表記について検討したい。

(委員)

事業所関係者では「就労系」という言い方は使われている。

(委員)

県の自立支援協議会の実施主体は県であるが、自立支援協議会を外だしで運営するという特徴的なやり方になっており、それは良い取り組みと考えている。自立支援協議会と県は両輪として取り組んでおり、すべて自立支援協議会にということではなく、安心して取り組んでいる。それぞれの市町、圏域でも特徴的な取組がなされている。計画の記載はこのような文言になるかもしれないが、具体的などころでは協働して進めている。

(委員)

P34 県外の施設入所者を減らしていこうという姿勢は評価できる。参考資料 2 の 2 ページで「今後の調査においては県内、県外からの入所者数および移行者数を調べるものとする」とあり、とても大事なことだと思う。市の障害者計画の策定委員になっているが、施設入所者数について他府県の施設への入所者数も出してほしいと言っている。そういう点で県が県内と県外の数を出し、少なくとも県内に帰ってきてもらおうという姿勢を示すことは、市町の障害者計画にとってもよい刺激になると思う。そういう意味で委員のご意見にあったように地域生活支援拠点は大きなポイントになる。目標値については明記してほしい。

P17 県の障害者雇用について、「身体」障害のある人を対象にしないといけないのか。障害者差別解消法の施行を控え、「身体」障害のある人を対象というのは支障ないか。

P36 の長期在院患者数の目標が 1,242 人となっているが、参考資料 2 の P6 で現行プランの H26 年度目標値が 15 人となっている。15 人から 1,242 人というのは現実的ではないのではないか。国では 65 歳以上の精神の入院患者は介護保険で対応するようにどんどん出しましょうということで大きな数字が出ていたが、そのことと関係があるのか。

P23 差別解消法の円滑な施行はもちろんであるが、各団体への意見照会においても県として差別禁止条例の制定をという声もあり、何が差別にあたるのかや事例が起こった際の紛争解決方法について県として具体化する必要があるのでは。そういう意味では障害者差別禁止条例滋賀県版のようなことの記載がなく、それについて言及していただきたい。

(会長)

身体障害のある人を対象とした採用という枠組みで今後 6 年間進めるのか、身体障害以外の方も含めた雇用の検討も考えてよいのではないか。

長期入院に関して、1,242 人という長期入院患者の数と現行プランの 15 人という目標値についてどのように読めばよいのかというご質問であった。

障害者差別解消法の今後の方向性も考えながら、県としても障害者の差別解消に関する

条例を含めた何からの方向性を表記した方が良いのではないかという意見。

(事務局)

県職員の採用については人事課に伝え検討したい。

精神障害者の長期在院患者数について、現行プランの H26 目標値 15 人というのは、「入院期間 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者」を現行プランの中で 15 人以上にしましょうという目標値になっている。国の方で、次期プランについては「入院期間が 1 年以上である者の数を何人まで減らしましょう」というふうに指標自体を変えたということがある。その中で、H24.6 月末時点の入院期間 1 年以上の方が県内には 1,350 人おられ、国は 18%以上減らしなさいという高い数字になっている。県の実態は 5.3%という状況で、まずは全国平均の 8%を目指して取り組んでいきたいということで整理している。1,350 人の 8%減とすると 108 人減となり、「1,242 人減らしましょう」ということではなく、「1 年以上入院している人を 1,242 人まで減らしましょう」ということにしている。

再来年 4 月の障害者差別解消法施行に向け、しっかりと準備していく必要があると考えている。紛争処理の体制や地域の協議会を作るということも求められており、どのように整備していくかは大きな課題。そういったものを整備していく際に条例化の必要性についても検討していきたい。そういった観点で何らか触れられないか検討したい。

(委員)

「特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要な課題」と書かれている。県内の特別支援学校は新旭養護学校ができて以来新設されていない。いくつかの特別支援学校では、開校時の 2 倍、3 倍の在籍生徒数になっているところもある。9 月に教育委員会と話し合いを行ったが、学校増設の計画はないとの見解であった。2 倍、3 倍の生徒がおり、教室が足りずに廊下をカーテンで仕切って授業するとかトイレに行く時間が確保できずにトイレに並んだ生徒が大小のお漏らしをして、その後始末にかなりの時間を掛けているという実態を伝えたが、学校増設の計画はないとの回答であった。小中高等学校には文部科学省の設置基準があり、その設置基準をオーバーした時点で増設なりの対策を取ることとされているが、特別支援学校には設置基準がない。昨日、文部科学省と話し合いをしたが、都道府県によって差があるので、国として一律の設置基準は設けない。開校時の基準の倍の生徒がいることは許されないので、都道府県の責任で学校を設置すべきという答えであった。滋賀県の実態を見ても放置できない。重要な課題であると言っている場合ではなく、このプランの中でどのような対応をするのか。

(事務局)

特別支援学校在籍者の増加等に対する教育環境の整備は重要な課題であると認識しており、今年度、教育委員会で実施している滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会の中で

も検討の観点のひとつとしている。年度内に懇話会を4回実施し、意見のとりまとめを行い、その後につなげていきたいと考えている。

(会長)

懇話会での意見を踏まえて、教育委員会として、県として何らかの方向性を出された場合は、この計画のPDCAサイクルの中で変更が有り得ると考える。

(委員)

P22 障害者スポーツ指導員の資格を取得した生涯スポーツ関係者の目標について、生涯スポーツ関係者というのは、障害のある人がずっとスポーツに関わることができるように生涯スポーツ関係者を増やそうという意図なのか。前の方に記載されている課題などを見ると、子どもさん達が早いうちからスポーツに親しむということや競技スポーツの指導者の不足ということもあったと思うが、どういった意図なのか。

障害者アート公募展への応募数について、目標が点数になっている。県のぴかっ t o アート展のことを指していると思うが、一人の作家が連作で1作品の場合もあり、応募者の人数にしてもよいのではないか。

障害のある人の意思決定支援については、国の方でいろいろなことが示されていないということがあり、変わっていく部分もあるかもしれないが、大きな考え方として明確にしたほうがよいのではないか。

(事務局)

生涯スポーツ関係者の人数を目標としている意図であるが、障害のある方のスポーツを振興するうえで指導者が育っていない現状がある。一方で地域総合型スポーツクラブの指導者や市町のスポーツ推進員など生涯スポーツの指導をしている人がいる。障害者スポーツの指導者の育成において、新たな人材を育成していくよりも地域の中でスポーツの指導をされている方に障害者スポーツについてのノウハウを理解してもらうことが、障害者スポーツを広めていくきっかけになるのではないかと考えている。障害者スポーツに特化した指導員の養成も進めるが、地域で活躍している地域総合型スポーツクラブの指導者やスポーツ推進員に障害者スポーツ指導員の資格を取ってもらうことを目標とした。H36 までに各市町で2人ずつぐらいの養成を目指し、比例配分でH32は30人という設定にした。

障害者アート展の目標値については、過去の応募者数も確認のうえ指標として適当なものを検討したい。

生涯スポーツ関係者という言葉が専門的用語すぎるかもしれない。障害のある方で生涯にわたってスポーツをする人を増やそうということではなく、障害者スポーツには関わったことはないが、地域総合型スポーツクラブ等でスポーツに関わっている方に障害者スポーツの資格を取ってもらいたいという意味であり、もう少し分かりやすい表現を検討し

たい。

(委員)

グループホームを整備するという方向はよくわかるが、大津市の次期障害者プランの検討委員会でアンケート調査の結果が出ており、グループホームは必要だという答えが障害当事者の側で34%ぐらいあったが、事業者側でグループホームを整備する意思がある者は0だった。意思がないのではなく、今の状況では到底できないとみんな思っている。この状況は県全体でも変わらないのではないかと。グループホームを作りたいと思っている人はいるが、できない状況がある。その状況について県が主体的にどう取り組むかという点がないと進まない。ひとつは地域で自立するための住居の提供という部分と介護支援をするという部分の棲み分けの問題。神奈川や愛知のように条例も含めて、居住についての条件を独自に作って実際の整備を進めるという思いを持っているのか。

公営住宅のグループホームへの活用について、骨子案の表現では「活用に努めます」となっていたが、「情報提供等に努める」という表現に改めたのには何か理由があるのか。

地域居住を進めようとするという部分について、整備の後押しをしますということではなく、県としてこういうことをしますということがないと進まない。

県外の施設入所が140人と聞いて安心した。県内の21施設に他府県の方が188人入所している。200人以上の方が県外施設に入所しているかと思っていた。粛々と施設入所支援の数を減らしていくように進められたらと思う。

就労支援について、一番問題となっているのは中途退職者が増えていること。職場定着支援でジョブコーチ制度もあるが進んでいない。就職してからの定着について、職域の責任、地域の責任などについてもっと明確にすべきではないか。

(会長)

グループホームが各市町で展開できない現状がある。国や県がバックアップしてくれないかという要望がある。事業所側から今の制度設計では運営できないとの声がある。市街化調整区域の利用制度や空き家の仕組みをどう使うかなど、お金を掛けない方法がないか。公営住宅の活用について情報提供という表現になっているが、これを展開するという表現ができないかどうか。グループホームの展開にもう少し踏み込めないか。

滋賀県が他県から受け入れている数と他県へ出している数の全体を考えながら、「一人でも多くの人を」という部分を具体的にどう展開するか検討いただきたい。

就労を進めていくという方向は間違っていないが、就労された方の定着のための施策をどう書き込んでいくのかというご意見であった。

(事務局)

グループホームをどう整備していくのかということは重要な課題であり、その他につい

でもこのプランの中でどう表現できるかについては検討していきたい。

働き暮らし応援センターで定着支援に取り組んでいる。ひとつの試みとして、P31の重点施策において、知的障害のある人の職域の拡大ということで、知的障害のある人の技能の習得と併せて雇用環境を整えるための職員研修や職場内での指導者のスキルアップに取り組むこととしており、そういったことを通じて定着を図っていきたい。商工観光労働部では企業向けの障害者雇用のための啓発を行っており、その中で定着に向けた支援もお願いしているということになる。

(会長)

雇用促進法の改正があり、障害者の雇用については、定着のための合理的配慮が必要になる。途中で辞められた場合に何が原因であったのかを分析する細かい規定が検討されている。定着するためにどのような合理的配慮が必要であったのかということも含めて展開されるべきと考える。

(委員)

グループホームの整備については、報酬単価、建築基準法、消防法が足枷になっている。建築基準法の問題について、都道府県によっては、グループホームを施設とみなしていないところもある。滋賀県もそういった扱いができないか。

合理的配慮についても文言を記載ができないか。

高齢障害者への支援について、65歳になったら必ず介護保険ということではないはず。介護保険分野は障害分野のことをよくわかっていない。障害分野は高齢分野のことをよくわかっていない。両方が学び合う研修等による人材育成について触れてほしい。

(会長)

グループホームを施設とみなさないという取扱いができると建築基準法上運営しやすい部分があるので、県の裁量でできる部分がないか検討してもらいたい。

合理的配慮を怠ることは差別であるということになるので、意思決定支援と併せて合理的配慮についても基本的な考え方の中で触れられないか検討してほしい。

障害者の高齢化の問題をクローズアップしている都道府県もある。この問題について表記することがあっても良いのでは。介護保険サービスと障害福祉サービスの適用について、国の通知では、都道府県や市町の裁量で同じ内容のサービスでなければ本人に合ったサービスを市町の判断で可能とされており、県として明確に示してもらえると市町としても対応しやすい。

(事務局)

グループホームの建築基準法の関係については、グループホームの整備を進めていくう

えでひとつの具体例あり、どう盛り込めるか検討したい。

意思決定支援についての記述は、構成も含めて検討したい。

障害高齢者については、P32の重点施策に「障害高齢者に対する支援方策の検討」という項目で記載している。今の記述では障害福祉サービスの中だけでの検討という形のようにになっているが、介護保険サービスとの関係も含めてしっかりと検討していくことを打ち出したい。

(委員)

P35に障害高齢者への支援の充実という点で今の話のことが書いてある。現状では、地域の自立支援協議会で介護保険分野と障害分野の連携のための懇談などが進められているところもある。

(委員)

これまでもグループホームを増やす施策をしていただいていたありがたいが、それでも足りていない。

(会長)

グループホームの充実と、バリアフリー住宅とホームヘルプなど支援の仕組みをきっちりと展開できるような充実した書きぶりをお願いしたい。

(委員)

今のプランでは「暮らす」、「働く」、「活動する」、「共生のまちづくり」であったものに、「学ぶ」という項目を新たに盛り込み、「特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する環境整備が重要な課題」となっているのに、それに対する具体策が書かれていないのはどうということか。

(事務局)

教育部門に限らず、就労、子どもの施策などさまざまなプランと連携を取りながら施策を進めることになっている。その中で障害者に特化した部分を集約したものがこのプランということになる。ご指摘の点については教育委員会において検討が進められているところであり、検討の経過を踏まえて、何かしらの方向が出た段階でこちらの計画に反映していくという関係にあると考えている。

(委員)

前回、民間賃貸住宅への入居支援ということをお願いし、P11に円滑な入居を促進するための検討をすると記載してもらいたい。草津の自立支援協議会で湖南地域の在宅障

害者数のデータが示されていた。30代で60%、40代で60%、60代を過ぎても6割から7割が精神障害者。在宅という聞こえがいいが、実際は引きこもっている人。20代で発病し家族と医師の顔しか見ないのか。そういう現実を改めて感じた。さまざまな歴史や偏見もあるが、一方で精神障害者の就職率が最高だという数字が出ている。そのギャップが今後解明すべき点だと思う。正しい理解の促進にかかっていると思うので、偏見や無理解の解消に取り組んでほしい。

(会長)

今後、長期入院された方が地域に戻って来られる際に、親元だけではなくグループホームや一般住宅で暮らせるような仕組みを作ってほしい。ずっと親が看ているという状況を変えていかないと日本の精神障害者への福祉は進んでいかない。地域住民の理解とサービスの質の向上などを進めていただきたい。

(委員)

難病に関する制度の実施について書いてもらってありがたい。

難病連の中で問題になっているのは、65歳以上の方についても介護保険サービスにないものについては障害福祉サービスを利用しなさいとなっているのに、そのようになっているということ。例えば65歳になると移動支援サービスが受けられなくなる。地域によっては移動支援サービス自体が充実していないという問題もあるが、サービスがあるところでも、介護保険サービスにないものは障害福祉サービスを使ってくださいということをごまかしてほしい。

難病患者は定期的な通院が必要となるが、介護保険サービスには通院の付添いが無い。介護タクシーを頼んだ場合、家からタクシーに乗るまでのところはサービスに入っているが、病院に付いて行って受付等の手伝いをすることはできない。介護保険サービスの中身の充実と障害福祉サービスの移動支援の充実が必要。介護保険サービスにないものは障害福祉サービスを使ってくださいというように、地域で自立した暮らしをしたい、自分なりの療養環境を整えたいという思いに応える表記をお願いしたい。

(会長)

市町村によって移動支援サービスの中身に差がある。さらに介護保険サービスと障害福祉サービスの適用について格差がある。市町村があまり狭い範囲で捉えないような書きぶりをお願いできないか。

最終的な見せ方をどうするのか。図表を使うなど県民に読みやすい見せ方の検討をお願いしたい。

今後、施策の展開をどのように進めていくのか、PDCAサイクルの進め方についてどうするのか明確にしてほしい。

本日の各委員の意見をできるだけ反映できるよう努力してほしい。

【議題（2）「発達障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果について】

資料2により事務局より説明

【質疑なし】

（課長）

本日いただいたご意見を踏まえ、県民政策コメントにかける案を作成し、12月半ばから県民政策コメントを実施したい。年明けになるが、然るべきタイミングで最終案について報告させていただく機会を設けたい。